

国東市公告

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和4年11月30日

国東市長 三河 明史



1. 業務概要

- (1) 業務名 令和4年度鶴川商店街周辺拠点施設内テレワーク施設企業誘致支援業務
- (2) 納入場所 国東市役所 活力創生課
- (3) 業務内容 別紙「令和4年度鶴川商店街周辺拠点施設内テレワーク施設企業誘致支援業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から令和5年3月18日（土）まで

2. 参加資格条件

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国東市から「国東市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと。（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていないこと。（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 直近5年間（平成29年度から令和3年度まで）に、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は県、市その他の地方公共団体と同種業務又は類似業務を元請として完了した実績（共同企業体による実績も含む。）を1件以上有すること。

①同種業務

サテライトオフィス及びテレワーク施設の企業誘致支援業務

②類似業務

①に掲げるもの以外の企業誘致支援業務

- (8) 契約期間内は、業務を円滑に実施するため、国東市内に事務所を設け、職員を1名を配置すること。なお、配置する職員の勤務体系等は別途協議するものとする。

3. 担当部署（事務局）

国東市役所活力創生課地域支援係

〒873-0503 国東市国東町鶴川 149 番地

【電話】0978-72-5175 【FAX】0978-72-5182

【E-Mail】sosei@city.kunisaki.lg.jp

4. 実施要領等の交付期間、方法

(1) 交付期間 令和4年12月2日（金）から12月20日（火）午後5時まで

(2) 交付方法 国東市ホームページ (<http://www.city.kunisaki.oita.jp/>)

※印刷物の配布はしないので、ダウンロードすること。

5. 参加申込書等の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 令和4年12月16日（金） 午後4時必着

(2) 提出場所 担当部署と同じ

(3) 提出方法 郵送又は持参

6. その他

(1) 企画提案に要する必要は、すべて参加申込者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書、見積書等は返却しない。

(3) 企画提案書の著作権は、参加者に帰属するものとするが、本案件のプロポーザル実施の報告等の業務の範囲内において必要と認める場合は、参加者の承諾なしに無償で提出書類の内容を使用できるものとする。

(4) 本業務を実施することで作成された成果物は、国東市活力創生課にデータとして渡すものとし、原版及びデータの所有権及び著作権等、一切の権利は国東市に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、国東市は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(5) 詳細は、「令和4年度鶴川商店街周辺拠点施設内テレワーク施設企業誘致支援業務に係る実施要領」による。